

CONTENTS

●労働法コラム	解雇(3)	弁護士 大武 英司
●知的財産権コラム	商標権 一商品・役務の区分と類似一	弁護士 森田 博貴
●事故コラム	B型肝炎訴訟の枠組み	弁護士 黒崎 裕樹
●グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ/事故専門部からのお知らせ	
●事務員コラム	商品・サービス紹介編「Shop&Gallery SOMETHING」	事務員 水元 めぐみ

TOPICS 労働法コラム

第3回

解雇(3)

弁護士
大武 英司



従業員に対する解雇の有効性について連載しておりますが、今月は従業員の「私生活上の非行」を理由とする解雇の有効性を取り上げます。

従業員の私生活上の言動は、企業の事業活動に直接関連を有するもの及び企業の社会的評価の毀損をもたらすもののみが懲戒処分の対象となり得るに過ぎません。

例えば、深夜酩酊して他人の家に侵入し、住居侵入罪として罰金刑に処せられた従業員に対し、懲戒処分として解雇をすることは有効でしょうか。これは実際に最高裁まで争われた事例ですが、同事例では解雇無効と判断されました。

解雇の有効性は当事者間で判断できませんので、裁判で決着をつけざるを得ないのですが、裁判では非行とされる行為の態様、刑の程度、職務上の地位などの諸事情を総合的に考慮して判断されます。一般的に言えば、住居侵入罪は比較的軽微な部類に属する犯罪であり、結果的に罰金刑で終わったことが考慮されて、本件では解雇無効と判断されたと考えられます。

それでは、もしこの事例で解雇された従業員が警備会社に勤める警備員であり、しかも侵入した住居が警備を依頼していたお客様の住居だったら、どうでしょうか。

警備会社は会社の事業活動や個人の生活に対する平穩の維持や安全の確保、犯罪予防等を使命としているのは当然のことです。にもかかわらず、その警備員が、しかもあろうことか警備を依頼しているお客様の自宅に不法侵入したとなれば、その警備会社はお客様からの信頼を完全に失うだけでなく、その社会的評価も完全に失墜することは容易に想像できるかと思えます。

先月号の本コラムでも触れましたが、解雇の有効性は一刀両断で判断できるものではなく、その結論も事例を少し変えただけで全く違うものとなります。事案によっては、一見重要でないように見える要素が、実は法律的には非常に重要な要素であるということもしばしば存在します。

解雇の有効性を考えるにあたって、多角的な視点が必要不可欠となります。「解雇をしたいけども解雇ができるか」「始末書を書かせたいが書かせてもよいか」等、従業員に対する懲戒処分についてのご相談がありましたら、是非当事務所までご連絡ください。

第8回 商標権 — 商品・役務の区分と類似 —

弁護士
森田 博貴



1 先月のおさらい

今回は、類似判断のうち「結合商標」の判断枠組みについてご説明させていただきました。

今回は、少し一般論に戻り、商標の付される対象となる商品・役務の区分と類似の関係を上げたいと思います。

2 商品・役務の区分

以前にもご説明させていただきましたが、商標権は、当該商標の付される商品・役務を単位として発生いたします。そして、商品は第1類から第34類、役務は第35類から45類の計45類の区分に分類されております。

特許庁に対して商標登録の出願を行う場合、こうした区分を指定した上で行うこととなります。ここで指定する区分は、必ずしも一つである必要はなく、複数の区分を指定して出願することも可能です。

この区分の分類に関しては明治時代から幾度もの法改正を経て、平成2年に世界主要国が加盟している「国際分類に関するニース協定」に加盟により、我が国でも平成4年より国際分類に従った区分の整理が導入されるに至っております。

区分の内訳は、特許庁 WEB サイトから閲覧することが可能です。「商品・サービス国際分類表〔第10-2016版〕」として掲載されておりますので、ご興味のある方は是非一度ご覧いただくとよろしいかと思います。

3 分類区分と「類似商品・役務審査基準」

上記のとおり、商標はその商標が付される商品もしくは役務を具体的に指定して出願・登録され、その指定した範囲に限定して法律上の権利が与えられます。そして、出願は、先願主義が働くところ、先に同一もしくは類似の商標が出願されている際には、そのことが当該出願の拒絶事由に該当いたします。

ここで重要になるのがやはり類否判断のルールとなるの

ですが、この類否判断は、必ずしも上記区分の分類と合致しません。つまり、区分の分類が同じでもそこに属する商品や役務が常に類似と判断されるものや、商標の出願・登録の際の指定区分が異なるものであっても類似とされるものが多く存在します。

特許庁は、「類似商品・役務審査基準」という基準を設けてそれぞれの商品や役務に類似郡コードというグループを割り当てて類否の判断を行っております。非常に紛らわしいのですが、この分類区分と類似審査基準の関係が必ずしも対応していないのです。「類似商品・役務審査基準」につきましても特許庁 WEB サイトから閲覧できますので、ご興味のある方は、上の国際分類表と併せてご覧いただければ商標に関する理解を深めることができるかと思います。

分類区分と類似審査基準の不一致の例ですが、たとえば、「金属製きょうたつ」は第6類、「金属製以外のきょうたつ」は第20類にと分類上の区分は異なりますが、類似審査基準に照らしますと両方が「19B34」という共通の類似群コードに当てはまり、類似が推定されることとなります。

事故コラム

第5回
B型肝炎訴訟の枠組み弁護士
黒崎 裕樹

先日、B型肝炎訴訟の歴史をご紹介させていただきましたが、今回はそのB型肝炎訴訟の枠組みについてご説明させていただきます。

B型肝炎訴訟は、B型肝炎被害者救済のための弁護団の多大な尽力があって、国が、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用により、B型肝炎ウイルスに感染した被害者の方々に甚大な被害を生じさせ、その被害の拡大を防止しなかったことの責任を認めました。

それに伴い、国はB型肝炎被害者から訴訟を提起された場合、概要以下の資料が提出されることを前提として、和解に応じることを「基本合意書」で定めています。提出が求められている資料を抜粋すると、以下のとおりとなります。

- (1) B型肝炎ウイルスに持続感染したことを証明する血液検査結果の原データ
- (2) 7歳になるまでに集団予防接種等を受けたことを証明する以下のいずれかの資料
 - 1 母子健康手帳の原本
 - 2 ①を提出できない場合、予防接種台帳
 - 3 ①②を提出できない場合、以下の資料をできる限り
 - ・母子健康手帳のコピー
 - ・上記①②を提出できない理由を記載した陳述書
 - ・種痘またはBCGの接種痕が残っていることを確認した医師の意見書
 - ・出生から満7歳になるまでの住民票または戸籍の附票の写し
 - ・予防接種台帳に当該被害者に関する接種記録の記載がないことを証明する市区町村発行の証明書
- (3) 以下の医療記録のうち現存するもの
 - 1 B型肝炎について現在診療を受けている医療機関の医療記録のうち、提訴日からさかのぼって1年以内のもの
 - 2 B型肝炎ウイルスの持続感染が判明したとき以降1年分の医療記録
 - 3 肝炎発症者はその最初の発症時以降1年分の医療記録
 - 4 肝疾患による入院歴がある場合には、その入院中の全ての医療記録

- (4) 母子感染による持続感染ではないことを証明する以下の資料

- 1 当該被害者の母親の血液検査の原データ
- 2 上記①の検査の被験者が当該被害者の母親であることを示す当該被害者または母親の戸籍または除籍謄本
- 3 母親が死亡している場合、その除籍謄本
- 4 当該被害者の年長の兄姉の血液検査結果の原データ及びその検査の被験者が当該被害者の年長の兄姉であることを示す戸籍または除籍謄本

- (5) 当該被害者がB型肝炎ウイルスに由来する肝がん、肝硬変または慢性肝炎を発症した場合は、その発症したことを証明する血液検査結果、病理組織検査、その他の検査の原データを含む医療記録

なお、集団予防接種等の際の注射器の使い回しによってB型肝炎ウイルスに持続感染した母親からの母子感染により持続感染した（いわゆる「二次感染」）と主張する場合には、提出を要する資料は若干異なってきますが、ここでは割愛します。上記（1）ないし（5）を提出して、B型肝炎ウイルスの持続感染の事実、満7歳になるまでに集団予防接種等を受けたこと、集団予防接種等で注射器を連続で使用したこと、母子感染でないこと、その他集団予防接種等以外の感染原因がないこと、といった点を立証できれば、国から障害区分に応じて50万円から3600万円までの和解金額が支払われます。

この基本合意書とともに平成24年1月13日から「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が施行され、B型肝炎被害者はこの施行日から5年以内に国に対して訴訟を提起することが求められていました。しかし、諸々の社会的事情があって、この期限はさらに5年延長されています。

もしお近くにB型肝炎と診断された方がいらっしゃいましたら、無症状であっても和解金が支払われることもありますので、直ちに弁護士のところに相談に行かれることをお勧めします。

\ 法人・事業主向け /

セミナー開催の
お知らせ3回で
全て分かる!

労務対策徹底強化セミナー

第2回または第3回のみ参加でも
大丈夫です。ぜひご参加ください!!

第2回 「賃金(残業代)をめぐるトラブルと対策」

開催日時 7月28日(木) 18:30～20:30 講師 森田 博貴 (当事務所弁護士)

会場: ソラリア西鉄ホテル鹿児島7F「HIMAWARI」 参加費: 10,000円 顧問先様は参加費無料!!

- ・弊所ホームページ「セミナー・講演実績」でもご確認いただけます。
 - ・第3回のご案内 (第3回のみのご参加も受け付けています!!)
- 『ハラスメント～会社を悩ます社員への対策～』開催日: 11月17日(木) 講師: 戸田晃輔 (当事務所弁護士)

参加申込・お問合せ

☎ 099-822-0764
(セミナー担当: 宮原)✉ メールフォーム
<http://www.kotegawa-law.com/contact/>

\ 事故専門部からのお知らせ /

ホームページ
続々更新中!当事務所では、加害者が自転車に乗っていた場合の被害事故も取り扱っています。
お心当たりのある方は下記のページをご覧ください。WEB <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/520/>

事務員コラム

商品・サービス紹介編



事務員 水元 めぐみ

今月からこちらのコーナーでは、事務員コラムとして、顧問先の
企業様のサービスやグレイスの日常等をお届けいたします。

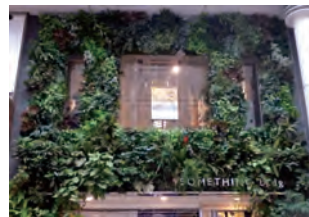
「緑とARTと食と癒し」をテーマにしたギャラリー「Shop & Gallery SOMETHING」が今年2月に、天文館にオープンしました。世界的に有名な庭園デザイナー石原和幸氏監修の壁面緑化が目印の個性的なビルです。

ビルの2階は貸ギャラリースペースで、不定期でイベントや企画展も開催しています。3階と4階は貸スペースです。3階はシンプルな内装で会議・セミナー利用に便利。4階は少人数でのミーティング等に最適な会議室スペースと、テラス付でミニキッチンを備えたおしゃれなセミナースペース。懇親会や各種パーティへの利用にも最適です。

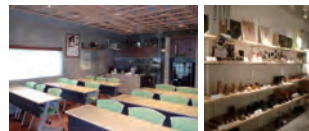
また、「2011 かがしまの新特産品コンクール」工芸部門で県知事賞を受賞した、ブーケスタイリストの山崎由加里さんの作品が各所に展示されているのも見どころのひとつです。

現在は、7月24日(日)までのイベントとして、「風鈴 & 昭和レトロ展」を2階ギャラリーにて開催中です。全国の珍しい風鈴や作家さんの作品が50個以上も揃えられ展示販売されています。どこか懐かしい気持ちになれる、そんな時間が過ごせます。

ギャラリーというと敷居が高いイメージがありますが、気軽に立ち寄って「緑とARTと食と癒し」の素敵な空間を、是非身近に感じてください。



大人の楽しみが詰まった「緑とARTと食と癒し」がテーマのビルが天文館にオープン。



右) ギャラリースペースに併設したおしゃれなショップもあります。左) IH調理器・冷蔵庫・製氷機等完備でデモンストレーション型の料理教室などにもご利用できます。

DATA

Shop&Gallery SOMETHING(ケイオグループ)

鹿児島市東千石町11-4-2サムシングビル2F

TEL 099-294-9755

WEB <http://g-something.com/gallery/>

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名: _____ ご相談希望日: _____

ご担当者名: _____ ご相談内容: _____

ご連絡先TEL: _____

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間: 平日9:00～18:30
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります

弁護士法人グレイス
E-mail info@grace-law.jp
<http://www.kotegawa-law.com>

(鹿児島事務所)
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1アールビル鹿児島6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

(東京事務所)
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43西麻布2243
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784